

富士見市公の施設の指定管理者の指定期間の変更に係る取扱基準

第1 目的

この基準は、市及び教育委員会が所管する公の施設の管理に関して、地方自治法第244条の2に基づく指定管理者制度を運用するにあたり、施設の特別な事情により通常の実管理運営業務が見込めない場合において、現指定管理者の指定期間を変更する際の判断基準および事務手続について必要な事項を定め、制度運用の透明性と適正性を確保することを目的とする。

第2 指定期間の変更の定義

この基準において「指定期間の変更」とは、現指定管理者を指定管理者候補者とし、その指定期間を変更することをいう。

第3 指定期間の変更を行うことができる場合の判断基準

指定管理者の更新にあたり、次のいずれにも該当する場合は、公募によらず現指定管理者の指定期間の変更を行うことができる。

- (1) 当該施設が大規模改修その他の理由により通常の実管理運営が困難と見込まれること。
- (2) 現指定管理者が引き続き施設の管理を担うことが施設の特性、経費の妥当性等の観点から合理的であること。

第4 指定期間の変更の決定方法

指定管理者の更新にあたり、指定期間の変更を行うことの合理性の判断のため、施設所管課において変更の理由、変更する期間、その他必要な事項を整理する。これにより指定期間の変更が合理的と判断した場合は、政策会議において決定を行い、指定管理者候補者審査委員会において承認を得るものとする。

第5 指定期間の変更の事務

指定期間の変更を行う場合、現指定管理者に対し、管理を行わせようとする施

設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ明示し、富士見市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成１６年条例第１８号）（以下「条例」という。）及び富士見市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成１６年規則第２７号）（以下「規則」という。）の定めるところにより必要な手續を行うものとする。

第６ 指定期間の変更の手續方法（事務処理の流れ）

- （１）政策会議にて指定期間の変更の決定をした後に、指定期間の変更に関して、施設所管課と現指定管理者において合意形成を行う。また、条例第１０条の規定に基づく審査委員会を設置し、指定期間の変更に関する諮問を行う。
- （２）条例第２条に規定する申請書その他必要書類を現指定管理者に提出させる。
- （３）審査委員会において、現指定管理者プレゼンテーション、ヒアリングを実施のうえ、審査を行い、指定期間の変更に関する答申を受ける。
- （４）審査委員会の答申を踏まえ、政策会議において指定管理者候補者を決定する。
- （５）指定管理者候補者決定後、施設所管課は規則第４条第１項に基づく通知を行う。
- （６）施設所管課において指定期間の変更に関する議案を議会に上程し、議決後に当該指定管理者に対し、規則第４条第２項に基づく通知を行い、同項各号について告示する。
- （７）指定期間の変更に関する協定書を締結する。

第７ 施行期日

この基準は令和７年４月１日から施行する。